

津波避難計画

大網白里市

令和3年3月

目 次

第1章 総則.....	1
1 目的.....	1
2 計画の修正.....	1
3 用語の意味.....	1
4 地域の特性と津波避難の原則.....	3
第2章 津波避難計画.....	5
1 計画の前提.....	5
2 避難対象地域.....	6
3 避難先.....	10
4 避難路.....	10
5 津波避難要領.....	13
第3章 市の初動体制.....	19
1 市職員の参集.....	19
2 防潮水門の閉鎖措置.....	20
3 避難住民の受け入れ.....	20
4 避難誘導.....	21
第4章 避難指示（緊急）の発令.....	22
1 発令基準.....	22
2 発令の時期.....	23
3 伝達方法.....	23
第5章 避難行動要支援者、観光客等の避難対策.....	24
1 避難行動要支援者等の避難対策.....	24
2 観光客等の避難対策.....	24
第6章 津波に対する教育・啓発及び訓練の実施.....	25
1 津波に対する教育・啓発.....	25
2 津波訓練の実施.....	25
参考資料	
資料1 津波災害履歴（千葉県が影響を受けた主な津波）	
資料2 避難準備・高齢者等避難開始・避難勧告・避難指示（緊急）の説明	
資料3 津波警報・注意報の種類	
資料4 想定最大クラスの津波を想定した避難経路図	

第1章 総則

1 目的

この計画は、津波が発生した場合にその発生直後から津波が終息するまでの概ね数時間から十数時間の間、住民及び観光客等の生命及び身体の安全を確保するための避難計画です。

2 計画の修正

この計画は、適宜見直しを行い、必要があると認めるときは、これを修正します。

3 用語の意味

この計画において使用する用語の意味は次のとおりです。

(1) 津波浸水予想区域

想定する津波が陸上に遡上した場合に、浸水する陸地の範囲をいいます。過去の津波の浸水地域や津波シミュレーションによる津波の浸水地域に基づき定めています。

(2) 避難対象地域

津波が発生した場合に避難が必要な地域で、安全性の確保、円滑な避難等を考慮して、津波浸水予想区域よりも広い範囲で指定します。

(3) 避難可能距離

徒歩を前提として、避難開始から津波の到達が予想される時間までに避難することの可能な距離をいいます。

(4) 避難路

避難対象地域の外、あるいは津波避難施設まで安全に到達できる経路で、市が指定した道路をいいます。

(5) 避難経路

避難する経路のうち、住民等が設定するものをいいます。

(6) 津波避難場所

津波の危険から避難する為に、避難対象地域の外に市が定める場所をいいます。

(7) 津波避難施設

津波からの一時的な避難場所として住民等が避難するために、津波避難対象地域内に市が指定したビル（建造物）や市が設置したタワー、築山をいいます。

(8) 津波避難ビル

避難対象地域内において、住民等が、一時もしくは緊急に避難する市が指定したビル（建造物）をいいます。

(9) 避難先

住民等が避難する津波避難対象地域内の津波避難施設と津波避難対象地域外の津波避難場所を併せていいます。

(10) 避難困難地域

津波の到達予想時間までに津波浸水予想区域外または津波避難ビルに避難することが困難な地域をいいます。

(11) 自力避難者

避難する者のうち、支援を必要とせずに津波の到達が予想される時間までに、津波浸水予想区域外または津波避難ビルに避難できる人をいいます。

(12) 要配慮者

高齢者、障害者、乳幼児など、避難行動や避難生活において特に配慮が必要となる人をいいます。

(13) 避難行動要支援者

要配慮者のうち、自力での避難が困難で、円滑で迅速な避難を行うために特に他者の支援を必要とする人をいいます。

(14) 避難行動要支援者等

避難行動要支援者とその支援を行う人及び避難行動要支援者ではない要配慮者で、避難可能距離が避難行動要支援者と同程度の人をいいます。

4 地域の特性と津波避難の原則

(1) 地域の特性

- 九十九里海岸に接する白里地域は、海岸から3 km 内陸の標高が約3 mの高低差がない平野部であり、海岸から約4.5 km 付近で南白亀川を境に、大網・増穂地域と東西に分かれています。
- 避難対象地域となる、白里地域・下ヶ傍示地区・長国地区・九十根地区・桂山地区の人口は8,299人（令和2年4月1日時点）となります。
- 九十九里町との境界にある真亀川の河口から上流約700 m 付近は、北にほぼ直角に曲がっているため、津波遡上の圧力を堤防が正面から受けることになります。

津波高10 m の津波の場合、河口から南白亀川の下ヶ傍示橋・御蔵芝橋（茂原市御蔵芝）周辺までは津波の遡上が予測され、両橋周辺地域は津波浸水予想区域に含まれます。

- 沿岸部から内陸部に至る道路の内、双方向で自動車が通行できるのは3経路で、四天木～弥幾野に至る隣接市町と共用している市道は、歩道が整備されています。

主要地方道山田台大網白里線は、歩道のない部分を歩行者と自動車が共に通行する箇所があり、北今泉～二之袋に至る市道は歩道が整備されていません。

その他の沿岸部から内陸部へ至る道路は、幅員が狭く、自動車1両がようやく通行できる程度で、歩道は整備されていません。

そのため、徒歩や車いすの避難者が自動車から安全を確保するため停止することや自動車の渋滞による道路の閉塞により、避難が妨げられることとなります。

県道飯岡一宮線沿いの住宅街は細い街路がつながっているため家屋やブロック塀の倒壊により、避難の障害になる可能性があります。

- 津波避難施設は、海岸から1.5 km以内に民間施設が2棟、津波避難タワーが1棟、南四天木築山が1棟、海岸から2～3.3 kmに小・中学校等の公共施設があります。

(2) 津波避難の原則

地域の特性を踏まえると大網白里市の津波避難の原則は次のとおりとなります。

- 避難者は想定に囚われることなく、できる限り早く、できる限り海岸から遠くの避難先へ避難します。
- 避難行動の手段は、原則、徒歩・自転車・バイクとします。
- 徒歩・自転車・バイクにより、浸水予想区域外又は津波避難ビルへ津波の到達が予想される時間までに避難できない人に限り自動車による避難とします。

第2章 津波避難計画

1 計画の前提

(1) 津波浸水予想区域

大網白里市は、津波警報発表時の素早い避難が最も有効で重要な津波対策であると認識し、千葉県が公表した津波高 10m の浸水予測図を基に、独自にシミュレーションを行い、平成 25 年 3 月に津波ハザードマップを作成しました。

津波避難計画はこのハザードマップの津波浸水予想区域を基準に平成 27 年 8 月に策定した後、平成 29 年 4 月に津波注意報発表時の避難要領を追加したものです。

その後、千葉県は、「津波防災地域づくりに関する法律」に基づく最大クラスの津波※による浸水想定図を平成 30 年 11 月に公表しました。

公表された浸水予想区域は、市が独自に作成した津波ハザードマップよりも更に南白亀川流域まで拡大しています。

市は、より市民の安全を追求するため、千葉県が公表した「津波防災地域づくりに関する法律」に基づく最大クラスの浸水想定図を基準に津波ハザードマップと津波避難計画を修正することになりました。

※大網白里市で想定される最大クラスの津波は、相模トラフ沿いの最大クラスの地震のうち東側に大すべり域を設定したケースです。

「想定最大クラス」の津波を想定すると、大津波警報時の避難経路図は資料 4 のとおりとなります。

(2) 避難可能距離

千葉県の「津波防災地域づくりに関する法律」に基づく最大クラスの津波※による最大津波水位到達時間は 39 分に設定されています。

地震発生から避難を開始するまでの時間を 5 分（千葉県津波避難策定指針では 2 分としていますが、夜間の場合も考慮して 5 分としました）、移動速度を 1.0m/秒とし、本計画では避難可能距離を 2,000m としました。

ただし、避難行動要支援者等の移動速度を、通常の人との 1/2 (0.5 m/秒) とすると、避難行動要支援者等の避難可能距離は 1,000m となります。

※避難可能距離の算定

津波到達時間 39 分、避難開始まで 5 分、徒歩移動速度 1m/秒で 避難可能距離 = 徒歩移動速度 1m/秒 × ((39 - 5)分 × 60)秒 ÷ 2,000m 避難行動要支援者等は通常の人との 1/2 の速度とすると約 1,000m となります。

(3) 避難困難地域

本計画では、津波浸水予想区域の外縁と各津波避難ビルから直線距離で避難可能距離を超える地域を避難困難地域としています。実際は直線的ではなく、避難路、避難経路を通過して避難するため、避難可能距離と避難可能距離の3/4の距離との間の地域を避難困難の恐れのある地域としました。

(4) 避難困難地域（避難困難の恐れのある地域を含む）の住民及び観光客等の避難について

当該地域の住民及び観光客等が一斉に自動車での避難を選択した場合、自動車での避難できる道路も限られ、また停電等による信号機の停止や道路損壊等により、大規模な渋滞が発生し、津波の被害にあう危険性が高くなります。この危険性を回避するためにも、自動車以外で避難できる人は徒歩、自転車やバイクでの避難を選択することとしました。

2 避難対象地域

(1) 大津波警報発表時

津波浸水予想区域に予想の不確実性を考慮すると浸水の恐れのある地域（以下バッファゾーンといいます）を加えた南白亀川より東側の地域（白里地域、下ヶ傍示地区）及び長国・九十根・桂山地区を避難指示地域とします。

▼参照⇒[図1](#)、[図2](#)

(2) 津波警報発表時

千葉県の津波浸水予想区域（津波高 3m）にバッファゾーンを加えた県道一宮片貝線より東側の地域を避難指示地域とします。

▼参照⇒[図3](#)

(3) 津波注意報発表時

津波浸水予想区域は、波打ち際沿いの海岸部分に想定されています。

海水浴客、サーファーや漁業関係者等（以下海水浴客等といいます。）を念頭に九十九里有料道路より東側の海岸を避難指示地域とします。

図1 大津波警報時の自力避難者の避難対象地域等

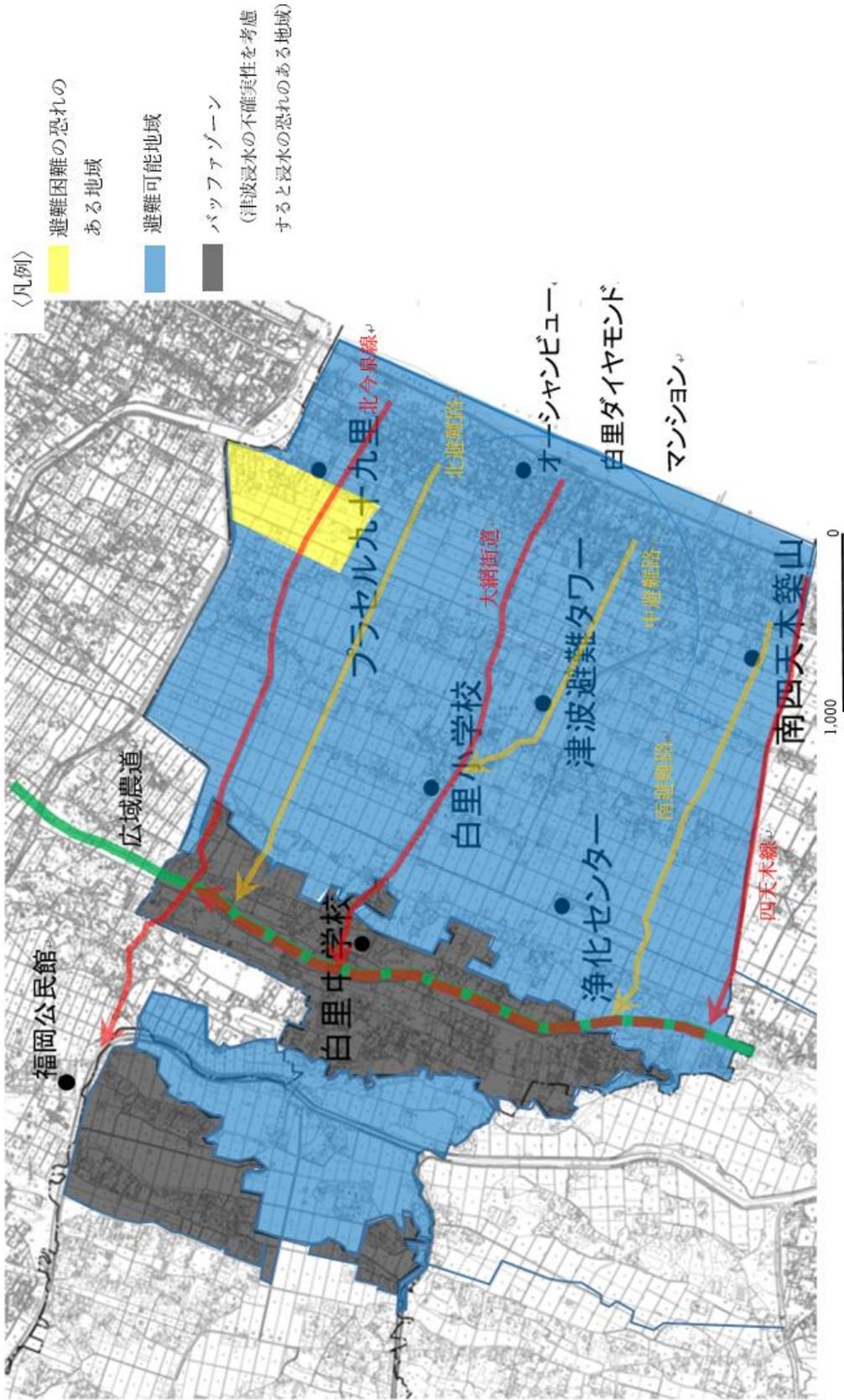
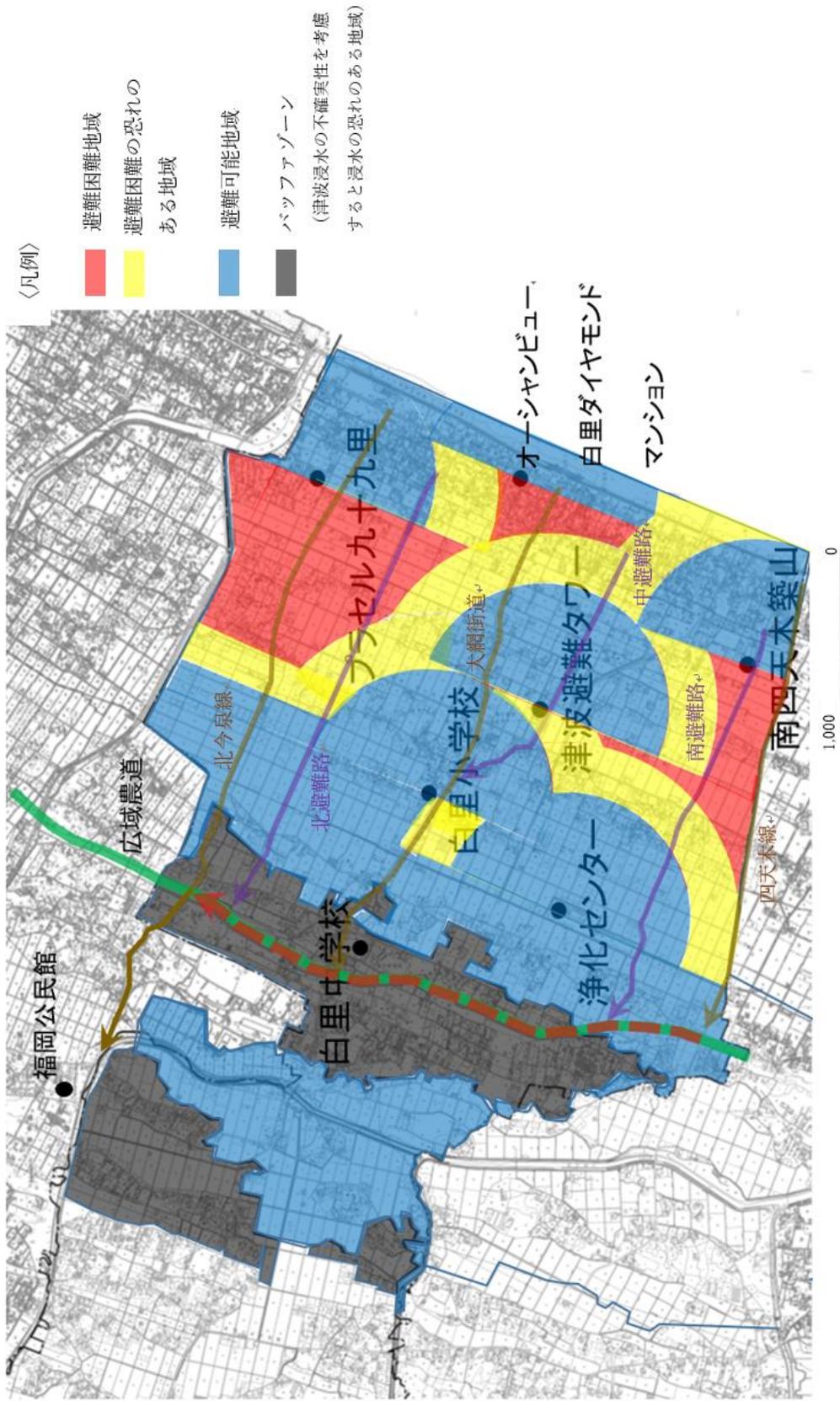


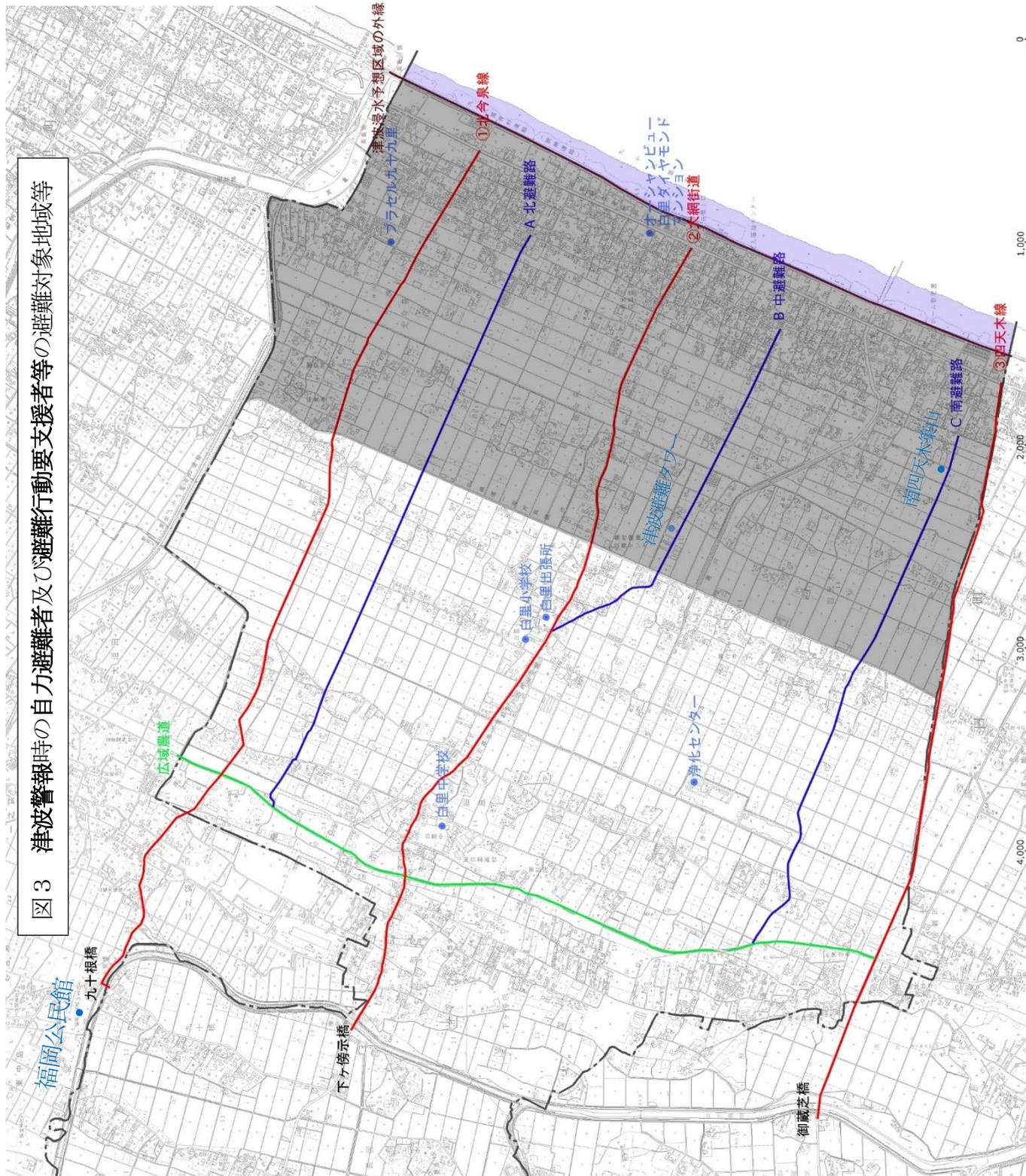
図2 大津波警報時の避難行動要支援者等の避難対象地域等



<凡例>

- 避難困難地域
- 避難困難の恐れのある地域
- 避難可能地域
- ハツファゾーン
(津波予測の不確実性を考慮すると津波の恐れのある地域)

図3 津波警報時の自力避難者及び避難行動要支援者等の避難対象地域等



3 避難先

(1) 大津波警報発表時

ア 南白亀川より東側の地域（白里地域、下ヶ傍示地区）

(ア) 津波避難場所

南白亀川より西側に避難する住民等は、大網白里アリーナ、中部コミュニティセンター、福岡公民館（東金市）を避難先とします。ただし、自動車・バイクで避難する人は大網白里アリーナを避難先とします。

(イ) 津波避難施設

南白亀川より西側に避難できない住民等は、南四天木築山、津波避難タワー及び津波避難ビルの白里小学校、浄化センター、オーシャンビュー白里ダイヤモンドマンション、プラセル九十九里、白里中学校を避難先とします。

イ 南白亀川より西側の地域（桂山・九十根・長国地区）

南白亀川より西側の地域（桂山・九十根・長国地区）の住民等は、中部コミュニティセンターを避難先とします。

(2) 津波警報発表時

ア 津波避難場所

自動車・バイクの避難者を受け入れるために大網白里アリーナを、徒歩・自転車の避難者を受け入れるために白里小学校、白里公民館を避難先とします。

イ 津波避難施設

南四天木築山、津波避難タワー及び津波避難ビルの、オーシャンビュー白里ダイヤモンドマンション、プラセル九十九里を避難先とします。

(3) 津波注意報発表時

避難の主な対象者は、海水浴客等です。

海水浴客等は、宿泊施設等に避難するか、自動車により退避することが想定されるため、避難先を指定しません。

4 避難路

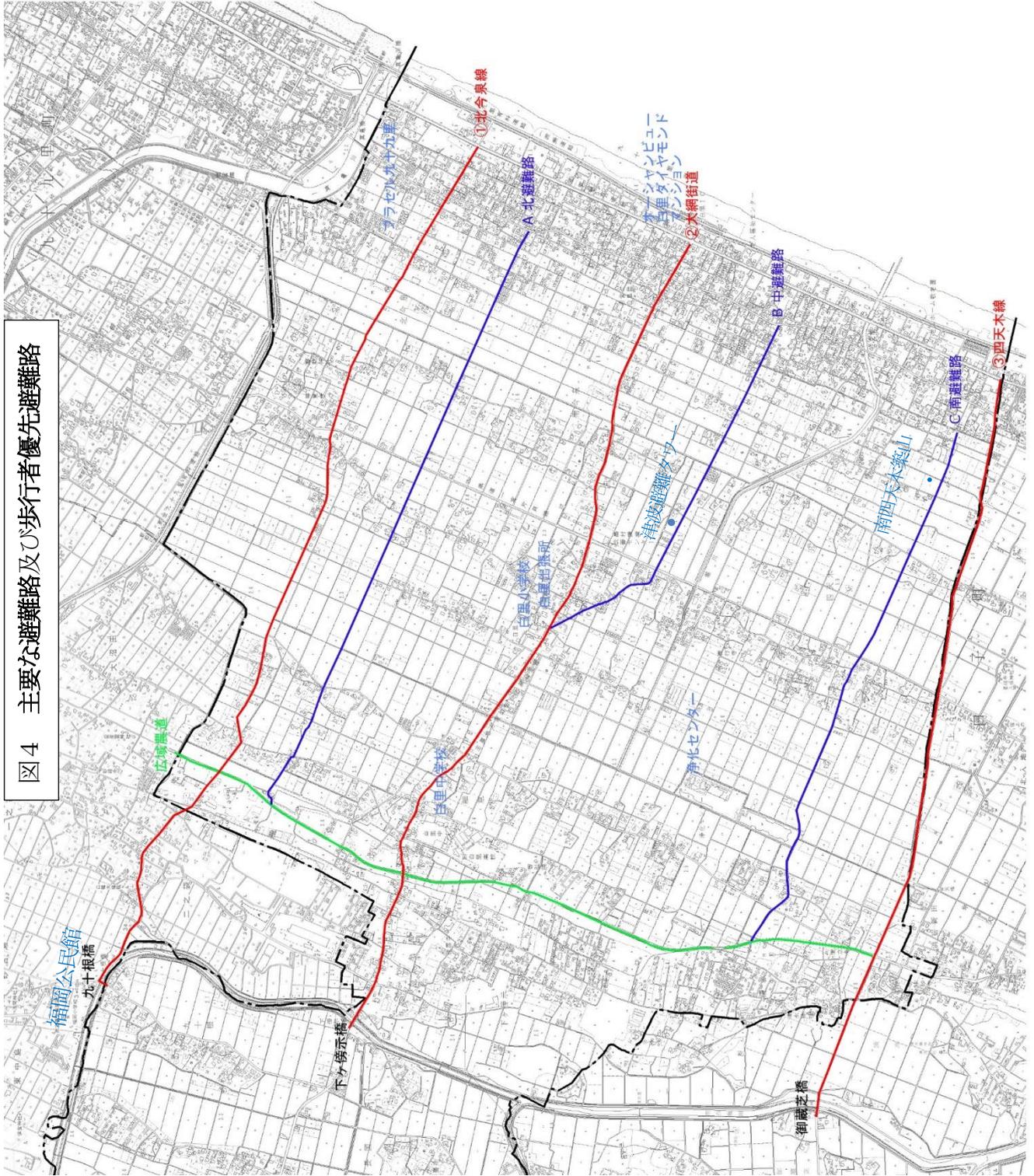
(1) 主要な避難路の指定

主要な避難路として主要地方道山田台大網白里線（大網街道と呼びます）、北今泉から二之袋に至る市道（北今泉線と呼びます）、四天木から南横川に至る郡界道（四天木線と呼びます）、及び広域農道を指定します。

(2) 歩行者優先避難路の指定

徒歩・車いす・自転車による避難者の安全確保と避難速度の低下を防止するため、主要な避難路に並行した歩行者優先避難路（それぞれ北・中・南避難路と呼びます）を指定します。自動車・バイクによる避難は、主要な避難路を使用して避難することになります。 ▼参照⇒図4及び表1、表2

図4 主要な避難路及び歩行者優先避難路



【表1 避難路の名称と通行形態】

避難路名称		通行形態
主要な避難路	北今泉線	<ul style="list-style-type: none"> ・徒歩 ・自転車 ・自動車 ・バイク
	大網街道	
	四天木線	
	広域農道	
歩行者優先 避難路	北避難路	<ul style="list-style-type: none"> ・徒歩、自転車を優先
	中避難路	
	南避難路	

【表2 避難路の指定区間】

避難路名称		始点	終点
主要な避難路	北今泉線	主要地方道飯岡・一宮線との交点	県道138号との交点
	大網街道	主要地方道飯岡・一宮線との交点	広域農道との交点
		九十根交差点	大網街道アリーナ入口交差点
	四天木線	主要地方道飯岡・一宮線との交点	広域農道との交点
	広域農道	四天木線の交点	北今泉線の交点
歩行者優先 避難路	北避難路	旧主要地方道飯岡・一宮線（バス通り）との交点	広域農道との交差点
	中避難路	旧主要地方道飯岡・一宮線（バス通り）との交点	大網街道との交差点
	南避難路	日枝神社	広域農道との交差点

5 津波避難要領

(1) 「津波避難要領」策定の意義

「津波避難要領」は、津波避難指示の発令時、スムーズに避難するために、避難対象地域各地区の住民を、自力避難者と避難行動要支援者等に区分して、それぞれに避難先、避難路、避難する手段を示したものです。

住民は「津波避難要領」をもとに、避難する際の手段、経路、避難先を事前に計画することにより、避難を素早く開始し、かつ移動時間を短縮することができます（自助）。

また区・自治会、自主防災組織は、「津波避難要領」をもとにして、津波避難時、相互に扶助する要領について、協議を進めることができます（共助）。

その他、自動車で避難できる人を限定し、避難に使用する自動車数を減らすことで、スムーズな避難が期待できます。

(2) 避難時の「判断」について

津波避難要領は、正しく津波警報が発表され、速やかに避難を開始し、平均的な移動速度が維持できるという一定の条件のもとで、最も効率的と思われる避難要領を計画したものです。

実際の津波避難にあたっては、津波避難要領に準拠しつつも、災害の状況に応じて、自らの判断で、避難経路、避難先等を柔軟に判断する必要があります。

(3) 津波警報等の種類による津波避難要領

ア 大津波警報発表時

(ア) 自力避難者の避難要領

a 南白亀川より東側の地域（白里地域、下ヶ傍示地区）

徒歩・自転車・バイク[※]により津波到達予想時刻までに津波浸水予想区域外に避難した後に白里中学校、福岡公民館、中部コミュニティセンターに避難するか、津波到達予想時間までにできる限り内陸の津波避難施設（津波避難ビル、南四天木築山、津波避難タワー）に避難します。

バッファゾーンにいる自力避難者は徒歩・自転車・バイクにより福岡公民館または中部コミュニティセンターに避難します。

上記の避難が困難な場合に限り、自動車により津波到達予想時刻までに避難対象地域外に避難した後に大網白里アリーナに避難します。

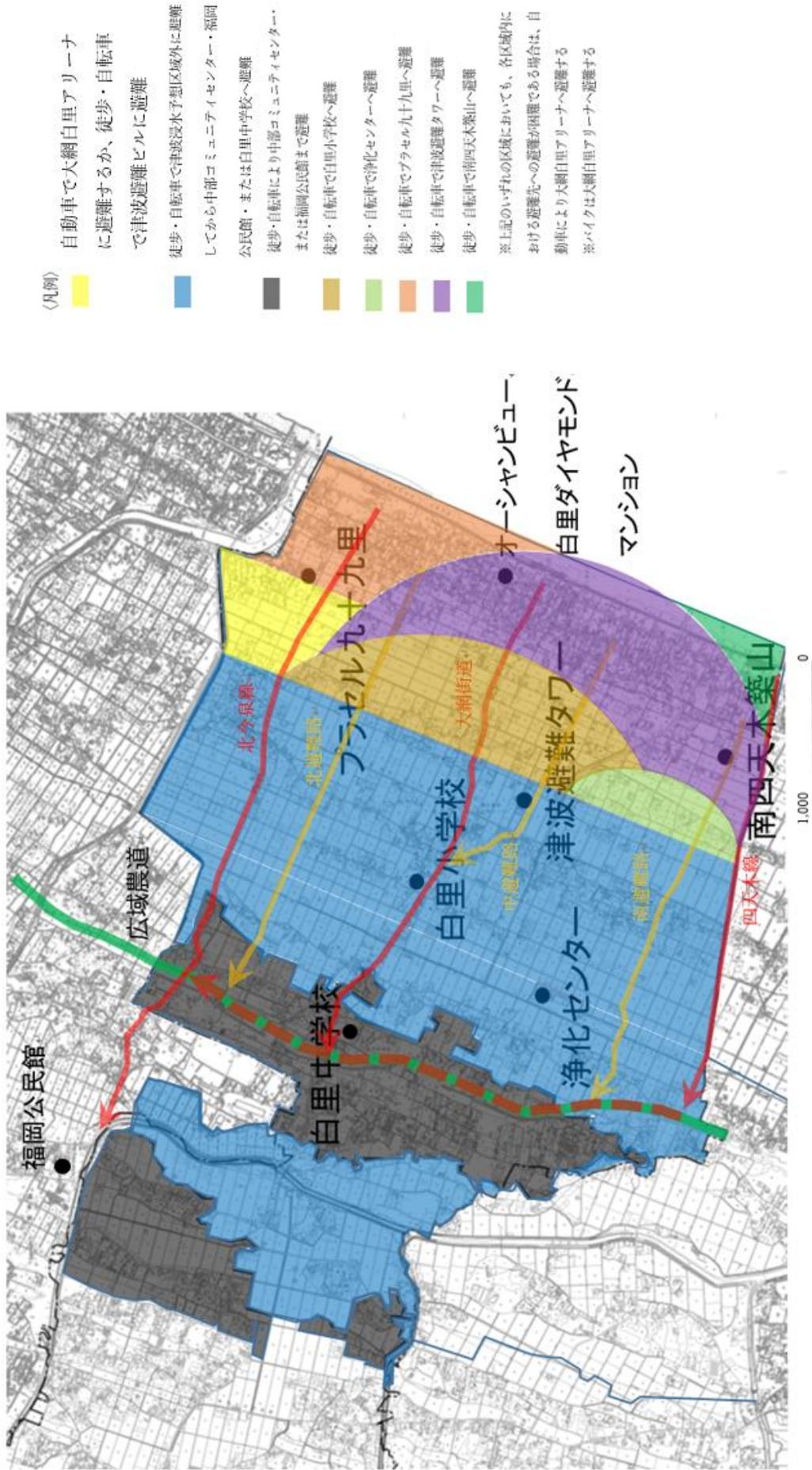
b 南白亀川より西側の地域（桂山・九十根・長国地区）

徒歩・自転車・バイクにより津波到達予想時刻までに避難対象地域外に避難した後に中部コミュニティセンターに避難します。

※バイクは大網白里アリーナに避難します。

▼参照⇒図5

図5 大津波警報時の自力避難者の避難要領



(イ) 避難行動要支援者等の避難要領

a 南白亀川より東側の地域（白里地域、下ヶ傍示地区）

徒歩により津波到達予想時刻までに津波浸水予想区域外に避難した後、白里中学校または福岡公民館に避難するか、津波到達予想時刻までにできる限り内陸の津波避難施設（津波避難ビル・南四天木築山・津波避難タワー）に避難します。

バッファゾーンにいる避難行動要支援者等は徒歩により白里中学校または福岡公民館に避難します。

上記の避難が困難な場合に限り、自動車により津波到達予想時刻までに避難対象地域外に避難した後に大網白里アリーナに避難します。

b 南白亀川より西側の地域（桂山・九十根・長国地区）

徒歩により津波到達予想時刻までに避難対象地域外に避難した後に中部コミュニティセンターに避難します。

▼参照⇒図6

イ 津波警報発表時

自力避難者及び避難行動要支援者の避難要領

徒歩・自転車・バイクにより津波到達予想時刻までに避難対象地域外（県道一宮片貝線より西側）に避難した後に白里小学校または白里公民館に避難するか、津波到達予想時刻までにできる限り内陸の津波避難施設（オーシャンビュー白里ダイヤモンドマンション、プラセル九十九里、南四天木築山、津波避難タワー）に避難します。

ただし上記の避難が困難な場合に限り、自動車により津波到達予想時刻までに避難対象地域外に避難した後に大網白里アリーナに避難します。

▼参照⇒図7

ウ 津波注意報発表時

海岸に居る人は、九十九里有料道路の西側に避難します。

海の中にいる海水浴客等は、ただちに海から上がり、九十九里有料道路の西側に避難します。

※バイクは大網白里アリーナへ避難します。

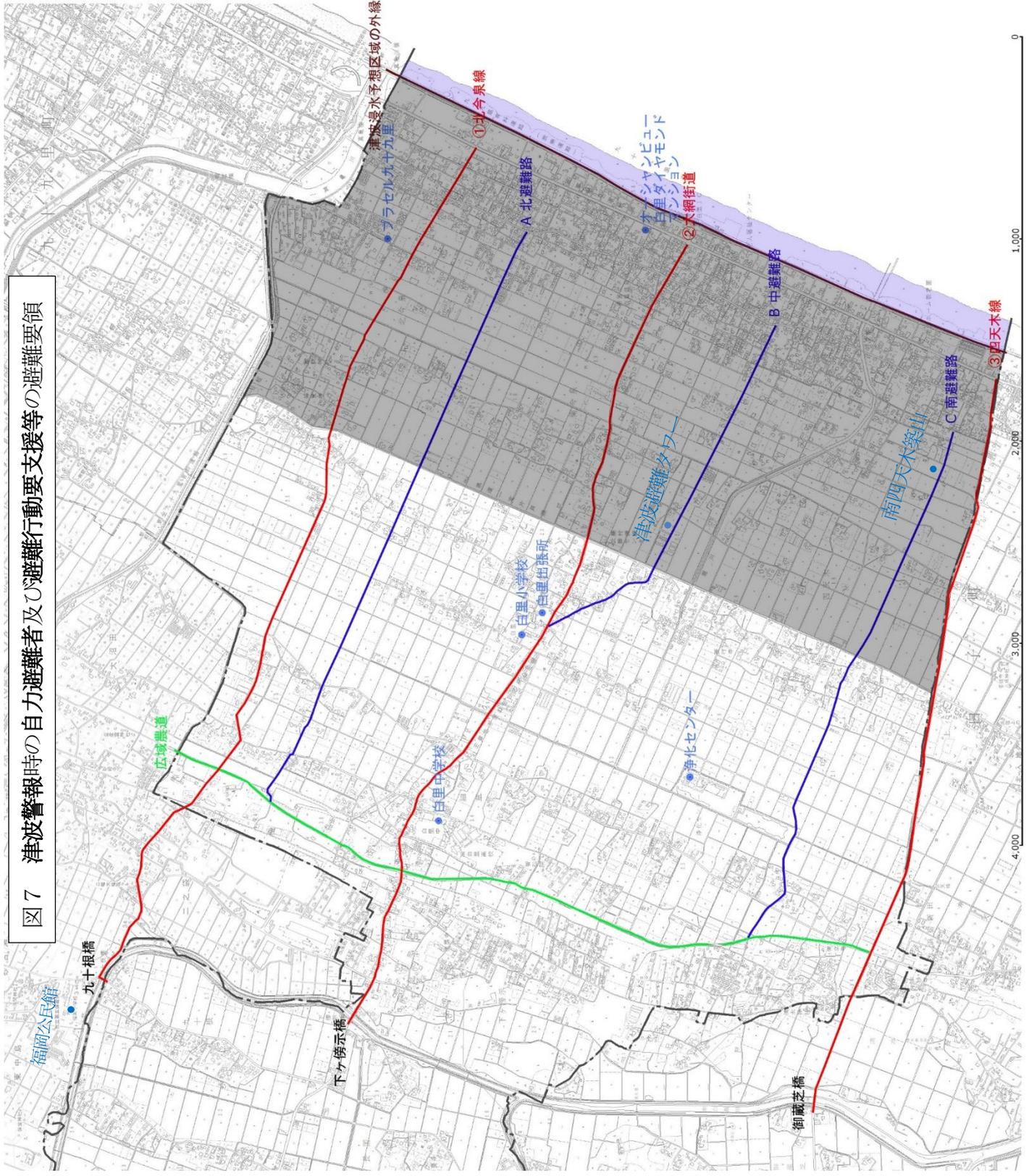
<凡例>

- 徒歩・自転車等から九十九里有料道路から西側に避難してから白里小学校校または白里公民館へ避難
- 徒歩・自転車により白里小学校または白里公民館へ避難

※上記以外の区域においても、各区域内における避難先への避難が困難な場合は、自動車により大網白里アリーナへ避難する。

※ハイクは大網白里アリーナへ避難する。

図7 津波警報時の自力避難者及び避難行動要支援等の避難要領



第3章 市の初動体制

1 市職員の参集

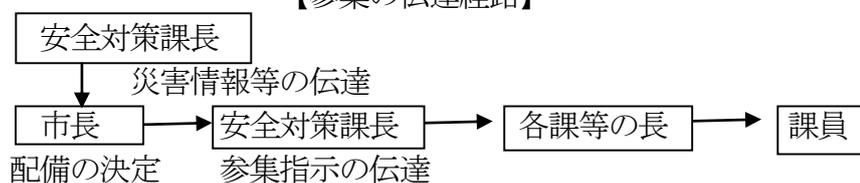
(1) 自動参集により召集する場合

津波警報発表時、職員は、あらかじめ定められた配備体制により自動参集します。

(2) 市長の判断により召集する場合

市長の指示により安全対策課長から職員への一斉メールと各課長を通じた連絡網により呼集します。

【参集の伝達経路】



(3) 避難対象地域に居住する市職員の行動

避難対象地域に居住する職員は、在宅時等に津波による災害対策本部が設置された場合、住民等の避難行動を促進するため、率先して徒歩等により避難し、避難先において住民等の誘導・受け入れ業務を行います。

【図表6 配備体制と配備基準】

配備体制	災害警戒本部体制		災害対策本部体制	
	第2配備		第3配備	
▼自動配備 ○市長判断	▼「千葉県九十九里・外房」に「津波注意報」が発表されたとき ▼市の震度計が「震度5弱」を記録したとき ○市長が必要と認めたとき	▼「千葉県九十九里・外房」に「津波警報」が発表されたとき ▼市の震度計が「震度5強」を記録したとき ○市内に局地的な災害が発生または予想され、市長が必要と認めたとき	▼「千葉県九十九里・外房」に「大津波警報」が発表されたとき ▼市の震度計が「震度6弱以上」を記録したとき ○市内の広い範囲で被害が発生または予想され、市長が必要と認めたとき	
配備体制	災害関係課の職員で情報収集連絡活動が迅速に行える体制とする。	第2配備体制を強化し、応急対策の準備あるいは実施を行い、事態の推移に伴い速やかに災害対策本部を設置できる体制とする。	市の組織及び機能の全能力をあげて応急対策に対処できる体制とする。	
配備要員配置の考え方	配備要員は所掌業務などを勘案して、あらかじめ各課等において定める。	職員の概ね2/3を配備する。	職員全員を配備する。	

2 防潮水門の閉鎖措置

(1) 堀川防潮水門の管理体制

千葉県から委託を受け、市が汐見水門（以下、水門という）を管理しています。市は水門の管理を堀川湛水防除施設管理委員会に委託し、千葉県と締結した「汐見水門操作指針」に基づき、津波警報等に係る水門閉鎖を行います。

(2) 津波警報等発表時の閉鎖処置

堀川湛水防除施設管理委員会は大津波警報、津波警報、津波注意報が発表され、津波到達予想時刻まで概ね一時間以上の余裕があり、水門まで安全に到達できる場合に水門閉鎖を行います。堀川湛水防除施設管理委員会は水門を閉鎖した場合のほか、危険が予測され閉鎖できなかった場合においても市に報告します。

3 避難住民の受け入れ

避難指示（緊急）が発令された場合、避難先になる施設の管理者は速やかに解錠し、避難住民を受け入れるものとします。

大津波警報が発表されたときは、大網白里アリーナ、中部コミュニティセンター、

津波警報が発表されたときは白里小学校、白里公民館を津波避難場所として自動的に開設します。

災害対策本部は、避難所班を編成し、自動的に開設したそれぞれの津波避難場所に派遣します。

避難先に避難した職員は、避難者数や避難住民の健康状態の把握等を行い災害対策本部に連絡します。

4 避難誘導

消防団員、市職員は率先避難を原則とし、周囲に避難を呼びかけながら避難します。

また、避難誘導の活動にあたった消防団員についても津波到達予想時刻の 20 分前までに避難を完了します。

第4章 避難指示（緊急）の発令

1 発令基準

(1) 発令基準

ア 大津波警報発表時

種類	発令基準	避難対象地域
避難指示 (緊急)	○大津波警報の発表を認知した場合及び法令の規定により通知を受けた場合 ○強い地震を感じたとき又は弱い地震であっても長い時間ゆっくりとした揺れを感じた場合で、かつ市長が必要と認める場合	白里地域、下ヶ傍示地区及び長国・九十根・桂山地区

イ 津波警報発表時

種類	発令基準	避難対象地域
避難指示 (緊急)	○津波警報の発表を認知した場合及び法令の規定により通知を受けた場合 ○強い地震を感じたとき又は弱い地震であっても長い時間ゆっくりとした揺れを感じた場合で、かつ市長が必要と認める場合	県道一宮片貝線より東側の地域

ウ 津波注意報発表時

種類	発令基準	避難対象地域
避難指示 (緊急)	○津波注意報の発表を認知した場合及び法令の規定により通知を受けた場合 ○強い地震を感じたとき又は弱い地震であっても長い時間ゆっくりとした揺れを感じた場合で、かつ市長が必要と認める場合	九十九里有料道路より東側の海岸

エ 遠地地震による津波警報や津波情報が発表された場合

種類	発令基準	避難対象地域
避難準備・高齢者等避難開始	○遠地地震により津波警報や津波情報が発表され、避難行動要支援者等が避難を開始しなければ人的被害の可能性がある場合	津波情報の予想到達時間、予想する津波高で判断

(2) 解除の基準

津波警報等の解除が発表されるなど、津波による被害発生のおそれがないと判断される時点で解除します。

2 発令の時期

気象庁から千葉県九十九里・外房津波予報区において、津波警報等が発表された場合、市長は、認知後直ちに基準に基づき避難指示（緊急）を発令します。

遠地地震による津波情報が発表され、本市に影響を及ぼすと認められた場合、市長は避難準備・高齢者等避難開始を発令し、避難行動要支援者等の早期避難を促します。

3 伝達方法

避難指示（緊急）の発令等の住民等への伝達方法は、防災行政無線（同報系）、サイレン、広報車、緊急速報メールなど、多様な手段を活用します。

第5章 避難行動要支援者、観光客等の避難対策

1 避難行動要支援者等の避難対策

(1) 避難行動要支援者の避難行動

ア 避難のための情報伝達

防災行政無線の放送を受ける戸別受信機や緊急速報メール、あるいは支援者の口頭により、目や耳などが不自由な避難行動要支援者が情報を知ることができる手段で避難指示等を伝えます。

イ 避難行動要支援者への支援

避難支援等関係者（消防機関、警察機関、民生委員、社会福祉協議会、区・自治会、自主防災組織）は、自らの生命・身体の安全を守ることを最優先にしつつ、避難行動要支援者名簿情報に基づき、避難支援を行います。

避難行動要支援者名簿情報の提供に同意しなかった避難行動要支援者についても、地域における見守りや自主防災活動等により避難支援を行える体制を整えます。

ウ 避難行動要支援者の安否確認

避難指示（緊急）発令時、災害対策本部は、避難行動要支援者に指定した津波避難場所（大網白里アリーナ）において、避難支援等関係者と協力し、避難行動要支援者名簿を有効に活用して安否確認を行います。

津波避難ビルに避難した避難行動要支援者の安否確認についても、防災行政無線（移動系）、災害用携帯電話等あらゆる手段を尽くして確認します。

(2) 要配慮者の避難要領

乳幼児、妊婦、高齢者等の要配慮者についても、地域における住民相互の助け合いを促し、避難行動要支援者と同様の要領で避難します。

2 観光客等の避難対策

観光客等についても原則、徒歩等により、避難指示等の発令時に滞在する地区において指定された避難先に避難することとし、観光業等の事業者が積極的に避難誘導にあたります。

特に大津波警報発表時に海水浴客が、一斉に自動車による避難を開始した場合、相当な渋滞と混乱が予想されるため、事業者は、徒歩・自転車・バイクによる避難を強力に呼び掛け、円滑な避難に協力します。

九十九里有料道路アンダーパスに陸こう・囲み堤防が設置され、令和3年4月より陸こうは、気象庁の津波警報等の発表とJアラートが連動して自動的に閉鎖されます。海岸にいる観光客等は、速やかに九十九里有料道路西側へ避難し、内陸側へ避難を開始します。

第6章 津波に対する教育・啓発及び訓練の実施

1 津波に対する教育・啓発

(1) 区・自治会、自主防災組織の自主的な津波避難体制の構築

住民参加のワークショップにより地区ごとに津波避難計画（避難の呼び掛け合い、避難経路の選定、要支援者の支援体制等）を作成し、住民の一人ひとりが避難先、避難経路を確認するとともに地区内の避難行動要支援者等の支援態勢を整え、共に声を掛け合いながら地域が一体となり避難する意識を醸成します。

(2) 小・中学校での津波教育

住んでいる地域の特徴や地震・津波に対する危険性、過去の津波被害の状況、過去の津波から学んだ教育などについて、継続的かつ充実した防災教育を行います。

(3) 広報・啓発

各家庭に津波ハザードマップを含む防災ハンドブックを配布し、大網白里市の津波被害の特徴、避難路や避難場所及び津波に関する知識を周知します。

防災訓練や各種啓発を行い、あらゆる機会を活用して広報・啓発に努めます。

2 津波訓練の実施

(1) 避難行動要支援者や避難支援等関係者を含めた住民参加による津波避難訓練を実施し、住民一人ひとりの避難する意識を向上させるほか、避難支援等関係者の避難支援要領や避難行動要支援者名簿に基づく安否確認要領を訓練します。

なお、津波避難計画に基づき、防災関係機関と協力・連携した具体的かつ実践的な訓練を行った結果として出てくる避難行動時の問題や課題を次回の訓練に反映させるとともに津波避難計画を修正します。

(2) 観光客の安全確保を目的とした海水浴場での避難訓練を行い、事業者の防災意識の向上、連携要領の確認を行います。

【資料1】津波災害履歴（千葉県が影響を受けた主な津波）

発生年月日	名称	震源位置	マグニチュード	津波の概要	本市での津波の推定高さ m
1489年 9月20日	明応地震	遠州灘	8.2～ 8.4	津波は紀伊から房総の海岸を襲い、各地で数多くの死者を出した。鎌倉では津波高さ10mに達し、天津小湊でも5mに達した。	4～5
1605年 2月3日	慶長地震	房総半島 南東沖	7.9	同時に室戸岬沖でも同規模の地震が発生し、津波は犬吠埼から九州に至る太平洋岸に襲来し、各地で数多くの死者を出した。八丈島では津波の高さ10mに達し、房総半島南部でも5～7mに達した。	5～6
1677年 11月4日	延宝房総 沖地震	房総半島 南東沖	8.0	宮城県から房総半島東岸にかけて大きい津波が襲い数多くの死者を出した。勝浦新宮では津波の高さ8mに達した。	4～5
1703年 12月31日	元禄地震	伊豆大島 近海	7.9～ 8.2	津波は犬吠埼から伊豆半島の沿岸を襲い数多くの死者を出した。九十九里町付近では海岸線から2kmくらい浸水し、和田村では津波の高さ10mを超えた。九十九里浜では死者千人にのぼった。	5～6
1707年 10月28日	宝永地震	伊豆半島 沖	8.6	津波は伊豆半島から九州までの太平洋岸及び、瀬戸内海を襲い数多くの死者を出した。三重県尾鷲などで津波の高さ10mに達した。東京湾・九十九里で1mの津波あり。	1
1854年 12月23日	安政東海 地震	遠州灘	8.4	津波は房総から高知の沿岸を襲った。32時間後に紀伊半島沖で同規模の安政南海地震が発生し、さらに多くの死者を出した。三重県沿岸では津波の高さ10mに達し、鴨川でも3～4mに達した。	2
1923年 9月1日	関東地震	相模湾	7.9	房総半島南部から伊豆半島にかけて津波が襲った。熱海、伊豆大島岡田で、局地的に津波の高さ12mに達した。館山市相浜でも9mに達した。	1
1953年 11月26日	房総半島 沖地震	房総半島 南東沖	7.4	外房及び伊豆を津波が襲った。銚子付近で推定3m、天津小湊で1.5mに達した。	1
1960年 5月22日	チリ地震	チリ南部 沖	9.5	震源地のチリで20mを超す津波が来襲したほか、太平洋沿岸各地を津波が襲った。岩手県野田町では津波の高さ8mに達した。	1.5～2
2011年 3月11日	東北地方 太平洋沖 地震	三陸沖	9.0	東北地方沿岸部に甚大な被害をもたらした。九十九里地域に押し寄せた津波は山武市で海岸線から3km近くの陸域まで到達し、浸水面積は23.7km ² に達した。旭市飯岡地区では7.6mと推定される第3波の津波により多数の死者を出した。	第1波 2.3～最大 波2.5 (観測地点 銚子)

【資料2】避難準備・高齢者等避難開始・避難勧告・避難指示（緊急）の説明

避難準備・高齢者等避難開始	住民等に対して避難準備を呼び掛けるとともに、高齢者や避難行動要支援者などに対して、早めの段階で避難行動を開始することを求めるものです。
避難勧告	災害によって、被害が予想される地域の住民等に対して、避難を勧めるものです。
避難指示（緊急）	住民等に対し、避難勧告よりも強く避難を求めるものです。避難勧告よりも急を要する場合や人に被害がでる危険性が高まった場合に発令します。ただちに避難行動を開始してください。

【資料3】津波警報・注意報の種類

種類	発表基準	発表される津波の高さ		想定される被害と取るべき行動
		数値での発表 (津波の高さ予想区分)	巨大地震の場合の発表	
大津波警報	予想される津波の高さが高いところで3mを超える場合。	10m超 (10m<予想高さ)	巨大	木造家屋が全壊・流出し、人は津波による流れに巻き込まれます。 沿岸部や川沿いにいる人は、ただちに高台や避難ビルなど安全な場所へ避難してください。
		10m (5m<予想高さ≤10m)		
		5m (3m<予想高さ≤5m)		
津波警報	予想される津波の高さが高いところで1mを超え、3m以下の場合。	3m (1m<予想高さ≤3m)	高い	標高の低いところでは津波が襲い、浸水被害が発生します。 人は津波による流れに巻き込まれます。 沿岸部や川沿いにいる人は、ただちに高台や避難ビルなど安全な場所へ避難してください。
津波注意報	予想される津波の高さが高いところで0.2m以上、1m以下の場合であって、津波による災害のおそれがある場合。	1m (0.2m≤予想高さ≤1m)	(表記しない)	海の中では人は早い流れに巻き込まれ、また養殖いかだが流出し小型船舶が転覆します。 海の中にいる人はただちに海から上がって、海岸から離れてください。

【資料4】 想定最大クラスの津波を想定した避難経路図

※「自力避難者」・「避難行動要支援者」の両者について共通となります。



- ➡ : 令和3年3月に指定した避難路（広域農道）
- : 津波浸水予想区域

※避難先については、P10を、避難要領については、P13～16を参照。